

平成 26 年度県計画に関する 事後評価

令和 5 年 1 1 月
愛知県

3. 事業の実施状況

| | | |
|------------|--|----------------------|
| 事業の区分 | 1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業 | |
| 事業名 | 地域医療ネットワーク基盤整備事業 | 【総事業費】 205,829 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 全区域 | |
| 事業の期間 | 平成27(2015)年1月～平成28(2016)年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 補助制度を活用して地域医療ネットワーク基盤を整備した医療機関数 (13医療機関) | |
| 事業の達成状況 | 平成26(2014)年度においては4医療機関、平成27(2015)年度においても4医療機関、計8医療機関で地域医療ネットワーク基盤を整備した。 | |
| 事業の有効性・効率性 | <p>(1) 事業の有効性 医療機関間において切れ目のない医療情報連携が行われ、継続した質の高い地域医療連携の推進が図られ始めた。</p> <p>(2) 事業の効率性 早い段階から事業説明を行ったことで、連携する医療機関間で情報共有が図られ、地域医療ネットワークの整備を効率的に行うことができた。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|--|---------------------|
| 事業の区分 | 1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業 | |
| 事業名 | 地域包括ケア病棟新設・転換支援事業 | 【総事業費】 44,593 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 海部、尾張中部、知多半島、西三河北部、西三河南部東、西三河南部西、東三河北部、東三河南部 | |
| 事業の期間 | 平成27(2015)年1月～平成27(2015)年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 地域包括ケア病棟の未整備の医療圏の減少（現状の8医療圏から3医療圏減少） | |
| 事業の達成状況 | 事業の実施により未整備医療圏が3医療圏（海部、知多半島、西三河南部西）減少した。 | |
| 事業の有効性・効率性 | <p>(1) 事業の有効性 地域包括ケア病棟が未整備の医療圏においても、地域包括ケア病棟の新設・転換が図られた。</p> <p>(2) 事業の効率性 予め県内の病院を対象とした意向調査を実施したことにより、事業の実施が効率的に行われた。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|---|------------------------|
| 事業の区分 | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業 | |
| 事業名 | 在宅医療サポートセンター事業 | 【総事業費】 1,007,659 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 全区域 | |
| 事業の期間 | 平成27(2015)年1月～平成30(2018)年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 在宅医療提供体制の構築を支援するための在宅医療サポートセンター設置数(42か所) | |
| 事業の達成状況 | 平成26(2014)年度においては、在宅医療関係者を対象に他県の在宅医療推進に関する取組を参考として検討会を実施するとともに、郡市区医師会向けに在宅医療サポートセンター設置に向けた事前説明会を開催した。平成27(2015)年度から平成29(2017)年度においては、県内すべての郡市区医師会に在宅医療サポートセンターが設置され、在宅医療提供体制の充実に向けた取り組みが行われた。 | |
| 事業の有効性・効率性 | <p>(1) 事業の有効性</p> <p>全ての郡市区医師会に在宅医療サポートセンターを設置し、在宅医療に参入する医師の確保のための取組等を行うとともに、2次医療圏ごとに中核センターを設置し、広域的に退院調整を検討するなど、県内全域の在宅医療の充実・強化が行われ始めた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>事前に郡市区医師会向けの説明会を実施し、在宅医療サポートセンター設置後も定期的に合同会議を開催することにより、在宅医療推進に関する情報を県内全域で共有し、在宅医療提供体制の充実に向けた取り組みを効率的に行うことができた。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|--|----------------------|
| 事業の区分 | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業 | |
| 事業名 | 在宅医療連携システム整備事業 | 【総事業費】 224,195 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 全区域 | |
| 事業の期間 | 平成27(2015)年1月～平成30(2018)年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | ICTによる在宅医療連携システムを整備する市区町村数(69市区町村) | |
| 事業の達成状況 | 平成26(2014)年度においては、市町村や在宅医療関係者を対象に、先進的な取組事例や医師会との連携についての検討会を実施した。平成27(2015)年度は16か所、平成28(2016)年度は24か所、平成29(2017)年度は22か所において在宅医療連携システム整備事業が行われた。(残り7か所は独自で整備。) | |
| 事業の有効性・効率性 | <p>(1) 事業の有効性</p> <p>在宅患者情報を共有する在宅医療連携システムの導入により在宅医療従事者の負担軽減を図り、訪問看護師、リハビリ職種、薬剤師、介護支援専門員等の活動を支援することで、在宅患者が自宅で質の高い医療・介護サービスを安心して受けられる体制の整備が整い始めた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>事前に市町村へ説明会を実施したことにより、ICTによる在宅医療連携に関する取組内容が県内全域で共有でき、各市町村の在宅医療に関する取組が促され、ICTによる在宅医療連携システム導入が効率的に行われ始めた。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|---|---------------------|
| 事業の区分 | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業 | |
| 事業名 | 在宅歯科医療連携室事業 | 【総事業費】 35,302 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 全区域 | |
| 事業の期間 | 平成 26(2014)年 4 月 1 日～令和 5(2023)年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 平成 26(2014)年度：訪問歯科診療の支援を行う歯科衛生士の派遣 (140 件) 令和元(2019)年度：訪問歯科診療の支援を行う歯科衛生士の派遣(140 件) 令和 2 (2020)年度：訪問歯科診療の支援を行う歯科衛生士の派遣(140 件) 令和 3 (2021)年度：訪問歯科診療の支援を行う歯科衛生士の派遣(140 件) 令和 4 (2022)年度：訪問歯科診療の支援を行う歯科衛生士の派遣(50 件) 訪問歯科診療導入支援研修会の開催 (2 回) | |
| 事業の達成状況 | 平成 26(2014)年度は訪問歯科診療の支援を行う歯科衛生士を 132 件派遣した。 令和元(2019)年度は訪問歯科診療の支援を行う歯科衛生士を 97 件派遣した。 令和 2 (2020)年度は訪問歯科診療の支援を行う歯科衛生士を 48 件派遣した。 令和 3 (2021)年度は訪問歯科診療の支援を行う歯科衛生士を 39 件派遣した。 令和 4 (2022)年度は訪問歯科診療の支援を行う歯科衛生士を 51 件派遣し、訪問歯科診療導入支援研修会を 2 回開催した。 | |
| 事業の有効性・効率性 | <p>(1) 事業の有効性 地域の歯科診療所からの要請に基づき歯科衛生士を派遣し、在宅や施設に入所する要介護高齢者等の口腔状態改善を図る等の訪問歯科診療の支援を行うことにより、地域においても在宅歯科医療の推進につながった。</p> <p>(2) 事業の効率性 在宅歯科医療の実施に係る拠点・支援体制が整備されたことにより、在宅歯科医療の地域への支援とそれを担う人材の育成とを同時に行うことで効率的に実施することができた。</p> | |
| その他 | 平成 26(2014)年度：8,348 千円 令和元(2019)年度：1,415 千円 令和 2 (2020)年度：8,513 千円 令和 3 (2021)年度：8,513 千円 令和 4 (2022)年度：8,513 千円 | |

| | | |
|------------|---|---|
| 事業の区分 | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業 | |
| 事業名 | 在宅歯科診療設備整備費補助金 | 【総事業費】 32,763 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 全区域 | |
| 事業の期間 | 平成 26(2014)年 4 月 1 日～令和 4(2022)年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 平成 26(2014)年度：在宅歯科診療設備整備費補助金の助成医療機関数 (15 医療機関) 令和元(2019)年度：在宅歯科診療設備整備費補助金の助成医療機関数 (20 医療機関) 令和 2(2020)年度：在宅歯科診療設備整備費補助金の助成医療機関数 (20 医療機関) 令和 3(2021)年度：在宅歯科診療設備整備費補助金の助成医療機関数 (20 医療機関) | |
| 事業の達成状況 | 平成 26(2014)年度は 15 医療機関に対し整備費を助成した。 令和元(2019)年度は 8 医療機関に対し整備費を助成した。 令和 2(2020)年度は 14 医療機関に対し整備費を助成した。 令和 3(2021)年度は 7 医療機関に対し整備費を助成した。 | |
| 事業の有効性と効率性 | <p>(1) 事業の有効性</p> <p>在宅歯科診療を実施する医療機関に対し、在宅歯科医療機器等の設備を整備することにより、県内における高齢期・寝たきり者等に対する在宅歯科診療の普及が進み、「在宅療養支援歯科診療所」の増加を後押しすることができた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>補助の対象を、平成 26(2014)年度は「歯の健康力推進歯科医師等養成講習会」の修了者として同講習会の受講時に周知し、令和元年度は「在宅療養支援歯科診療所の施設基準に係る届出」を行った医療機関として、在宅歯科医療について専門性を持ち、より機器利用の必要の高い歯科医師に対し、効率的に周知を図ることができた。</p> | |
| その他 | 平成 26(2014)年度：5,584 千円 令和 2(2020)年度：5,514 千円 | 令和元(2019)年度：3,144 千円 令和 3(2021)年度：7,600 千円 |

| | | |
|------------|---|------------------|
| 事業の区分 | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業 | |
| 事業名 | 訪問薬剤管理指導事業 | 【総事業費】 322 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 全区域 | |
| 事業の期間 | 平成27(2015)年1月～平成27(2015)年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 研修会受講者数(40名) | |
| 事業の達成状況 | 研修会を2回開催し、計134名が受講した。 | |
| 事業の有効性と効率性 | <p>(1) 事業の有効性 本事業により、訪問薬剤管理指導の実施に必要な知識及び技能を修得した薬剤師が増え、その結果、訪問薬剤管理指導を実施する薬局が増加した。</p> <p>(2) 事業の効率性 1回目の研修会において、地域包括ケア及び在宅医療における訪問薬剤管理指導の必要性について講義を行い、2回目の研修会において、実習形式による実践的な研修を行ったことにより、限られた予算の中で効率的な研修を実施することができた。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|--|--------------------|
| 事業の区分 | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業 | |
| 事業名 | 訪問看護推進事業 | 【総事業費】 9,255 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 全区域 | |
| 事業の期間 | 平成 26(2014)年 4 月 1 日～平成 27(2015)年 3 月 31 日、 平成 31(2019)年 4 月 1 日～令和 5(2023)年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 研修参加者数 (40 名) | |
| 事業の達成状況 | 訪問看護の人材育成及び人材確保を推進するための看護師相互研修を実施し、平成 26(2014)年度は 34 名、令和元(2019)年度は 38 名、令和 2(2020)年度は 32 名、令和 3(2021)年度は 20 名、令和 4(2022)年度は 13 名が参加した。 また、訪問看護の認知度を高め、訪問看護の役割を地域に浸透させるための在宅医療推進研修(講演会)を実施し、平成 26(2014)年度は 362 名、令和元(2019)年度は 91 名、令和 2(2020)年度は 21 名、令和 3(2021)年度は 50 名、令和 4(2022)年度は 34 名が参加した。 | |
| 事業の有効性・効率性 | <p>(1) 事業の有効性 県看護協会に事業を委託して実施することにより、訪問看護の人材養成及び認知度の向上を図ることができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 県看護協会では、県内看護師の資質向上のための研修や看護に関する啓発などを団体の独自事業として実施しているため、案内チラシなどの配布ルートを共用するとともに、配布時期なども調整しながら進めることができた。</p> | |
| その他 | 平成 26(2014)年度：1,647 千円 令和元(2019)年度：2,238 千円 令和 2(2020)年度：1,790 千円 令和 3(2021)年度：1,790 千円 令和 4(2022)年度：1,790 千円 | |

| | | |
|------------|--|--------------------|
| 事業の区分 | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業 | |
| 事業名 | 訪問看護ステーション長期派遣研修事業 | 【総事業費】 1,552 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 名古屋 | |
| 事業の期間 | 平成27(2015)年1月～平成27(2015)年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 事業実施医療機関数 (1 医療機関) | |
| 事業の達成状況 | <p>病院に勤務する看護師を長期間 (2 ヶ月程度) 訪問看護ステーションに派遣し、研修を受講した。</p> <p>事業実施医療機関 (1 医療機関) 名古屋市立大学病院 派遣先訪問看護ステーション 名古屋市療養サービス事業団 研修受講者数 2名 (各2 ヶ月)</p> | |
| 事業の有効性・効率性 | <p>(1) 事業の有効性 訪問看護ステーション及び病院勤務看護師の相互理解を深めることができ、入院中から退院後の生活までを見据えた看護を提供できる看護師の養成ができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 研修参加者が院内で伝達研修に努め、研修成果について院内で共有を図っている。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|---|---------------------|
| 事業の区分 | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業 | |
| 事業名 | 地域包括ケア推進事業 | 【総事業費】 60,831 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 全区域 | |
| 事業の期間 | 平成 28(2016)年 4 月 1 日～令和 2 (2020)年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 地域包括ケアシステムの構築を図る。 ・ 地域包括ケアシステム構築に取り組む市町村数 全市町村 (R2.3) | |
| 事業の達成状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括ケアシステムの構築を図るため、モデル事業を県内 6 市に委託して実施した。 ・ 団地を中心とした新たな地域包括ケアモデル事業を春日井市に委託して実施した。 ・ 国立長寿医療研究センターに委託して、相談窓口を設置し、市町村からの問い合わせに対応した。 ・ 市町村が活用できる地域包括ケアの評価指標の策定 | |
| 事業の有効性・効率性 | <p>(1) 事業の有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本モデル事業の成果や課題等についての報告会を開催し、各市町村や関係機関に啓発することで、地域における地域包括ケアの推進を図った。 ・ 有識者による検討会議での検討や市町村への意見照会を経て、全県的な 28 項目の評価指標を作成し、全体的な市町村支援を図った。 <p>(2) 事業の効率性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告会の参加を関係者だけでなく、広く県民も対象とすることにより、効率的に地域包括ケアシステムを普及啓発することができた。 ・ 全県的に統一した評価指標を作成したことにより、市町村における取組状況を経年的に把握し、地域における課題・問題点を明確化し、市町村による「地域マネジメント」の支援を図ることができた。 | |
| その他 | 平成 28(2016)年度：60,699 千円 令和元(2019)年度：132 千円 | |

| | | |
|------------|---|---------------------|
| 事業の区分 | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業 | |
| 事業名 | 保健医療福祉連携強化普及啓発事業 | 【総事業費】 12,188 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 全区域 | |
| 事業の期間 | 平成 28(2016)年 4 月 1 日～令和 5 (2023)年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 地域包括ケアシステムの構築を図る。 ・地域包括ケアシステム構築に取り組む市町村数 全市町村 (R5.3) | |
| 事業の達成状況 | 地域包括ケアシステムの構築に向け、市町村・関係者等の取組促進を図るため、保健、医療、福祉分野の連携強化に資する調査及び情報収集を行い、その成果を広く周知するシンポジウムを、県医師会に委託して実施した。 | |
| 事業の有効性・効率性 | <p>(1) 事業の有効性 保健、医療、福祉分野の連携強化に資する調査及び情報収集の成果を、シンポジウムを開催し広く県民に周知し、地域包括ケアの推進を図った。</p> <p>(2) 事業の効率性 有識者で構成する会議において情報収集を行うだけでなく、会議の各委員が内容を持ち帰り、各地域・機関において調査内容を共有することで、効率的に地域包括ケアシステム構築の促進ができた。</p> | |
| その他 | 平成 28(2016)年度：2,808 千円 令和元(2019)年度：2,041 千円 令和 2(2020)年度：1,597 千円 令和 3(2021)年度：2,871 千円 令和 4(2022)年度：2,871 千円 | |

| | | |
|------------|---|---------------------|
| 事業の区分 | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業 | |
| 事業名 | 在宅医療体制推進支援事業 | 【総事業費】 33,032 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 全区域 | |
| 事業の期間 | 平成28(2016)年4月1日～平成29(2017)年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 認知症予防プログラム活用のための研修会受講者数 100人 認知症初期集中支援チーム研修会出席市町村数 認知症初期集中支援推進事業に取り組んでいないすべての市町村 (46市町村) | |
| 事業の達成状況 | 認知症予防プログラム活用のための研修会受講者数 103人 認知症初期集中支援チーム研修会出席市町村数 全54市町村 (設置済み市町村も、充実強化のため出席あり) | |
| 事業の有効性と効率性 | <p>(1) 事業の有効性 認知症初期集中支援チーム設置及び、活動の充実強化ができ、在宅医療への整備が進んだ。</p> <p>(2) 事業の効率性 国立長寿医療研究センターへ委託することで、専門的な知見をもとにした事業が実施でき、体制整備の効率化が図られた。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|--|--------------------|
| 事業の区分 | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業 | |
| 事業名 | 在宅歯科医療支援設備整備事業 | 【総事業費】 1,451 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 全区域 | |
| 事業の期間 | 平成 28(2016)年 10 月 1 日～平成 29(2017)年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 災害時活用できる発電機の配備 小型発電 3 セット (6 基) (2 基を 1 セットとし、並列使用とする) | |
| 事業の達成状況 | 災害時活用できる発電機の配備 小型発電 3 セット (6 基) (2 基を 1 セットとし、並列使用とする) を助成した。 | |
| 事業の有効性と効率性 | <p>(1) 事業の有効性 災害時等でも訪問歯科診療を実施できるようにすることにより、県内における高齢期・寝たきり者等に対する在宅歯科診療の普及が進み、「在宅療養支援歯科診療所」の増加を後押しすることができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 補助の対象を県歯科医師会としており、在宅歯科医療について専門性を持ち、より機器利用の必要の高い歯科医師に対し、効率的に補助することができた。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|--|---------------------|
| 事業の区分 | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業 | |
| 事業名 | 在宅療養支援歯科医養成推進事業 | 【総事業費】 34,739 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 全区域 | |
| 事業の期間 | 平成 30(2018)年 4 月 1 日～令和 2(2020)年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 大学歯学部にて在宅歯科医療寄附講座を開設し、在宅歯科医療を担う歯科医師の養成を行う。 在宅療養支援歯科診療所の割合 16.7% (628 施設/3,757 施設) (H30.1) ⇒18% (R2.3) | |
| 事業の達成状況 | 平成 30 年度は 5 年生 99 人、6 年生 139 人、臨床研修医 59 人等の講義及び実習、調査研究活動等を実施した。 令和元年度は、5 年生 127 人、6 年生 136 人、臨床研修医 39 人等の講義及び実習を実施した。 在宅療養支援歯科診療所の割合 16.7% (628 施設/3,757 施設) (H30.1) ⇒21.0% (786 施設/3,745 施設) (R2.4) | |
| 事業の有効性と効率性 | <p>(1) 事業の有効性</p> <p>次の世代を担う全ての歯科医師等が地域包括ケアシステムを理解し、高齢者の特性等を踏まえた在宅歯科医療（口腔ケア含む）に取り組むため、愛知学院大学歯学部にて在宅歯科医療学寄附講座を開設することで、必要な人材育成を行うことができる体制を構築できた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>歯科医師養成の段階から在宅歯科診療についての講義、実習を実施することにより、効率的に在宅歯科医療に対応できる歯科医師を養成でき、在宅療養支援歯科診療所の増加を図る体制を整備できた。</p> | |
| その他 | 平成 30(2018)年度：20,000 千円 令和元(2019)年度：14,739 千円 | |

| | | |
|------------|--|---------------------|
| 事業の区分 | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業 | |
| 事業名 | 在宅療養者歯科口腔保健推進設備整備事業 | 【総事業費】 32,882 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 全区域 | |
| 事業の期間 | 平成 31(2019)年 4 月 1 日～令和 5(2023)年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 【アウトカム指標】 在宅療養支援歯科診療所の割合 20.8% (780 施設/3,756 施設) (H30.12) ⇒27% (R5(2023).3) 【アウトプット指標】 助成医療機関数 (32 医療機関) | |
| 事業の達成状況 | 【アウトカム指標】 在宅療養支援歯科診療所の割合 20.8% (780 施設/3,756 施設) (H30(2018).12) ⇒16% (595 施設/3,717 施設) (R5(2023).3) 【アウトプット指標】 令和元(2019)年度：7 医療機関に対し整備費を助成した。 令和 2(2020)年度：5 医療機関に対し整備費を助成した。 令和 3(2021)年度：3 医療機関に対し整備費を助成した。 令和 4(2022)年度：19 医療機関に対し整備費を助成した。 | |
| 事業の有効性と効率性 | (1) 事業の有効性 在宅療養支援歯科診療所の割合については、施設基準の見直しに伴い、令和 2(2020)年 3 月末で施設数が減少したが、在宅歯科診療を実施する、または新たに取り組む歯科医療機関に対し、口腔ケア及び口腔機能管理を含めた在宅歯科診療に必要な機器等を整備した結果、現在は届出数が増加してきている。助成医療機関数についても目標は達成できなかったが、整備費の助成を継続することで、施設数の増加を図る。 (2) 事業の効率性 在宅歯科診療の実績のある歯科医療機関に加え、今後、新たに取り組む歯科医療機関も補助対象として事業を実施することで、在宅歯科診療の新規実施を効率的に促すことができた。 | |
| その他 | 令和元(2019)年度：1,438 千円 令和 2(2020)年度：2,883 千円 令和 3(2021)年度：3,000 千円 令和 4(2022)年度：9,120 千円 | |

| | | |
|------------|---|---------------------|
| 事業の区分 | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業 | |
| 事業名 | 在宅歯科医療推進歯科衛生士研修事業 | 【総事業費】 37,632 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 全区域 | |
| 事業の期間 | 平成 31(2019)年 4 月 1 日～令和 5(2023)年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | <p>【アウトカム指標】</p> <p>在宅療養支援歯科診療所の割合 20.8% (780 施設/3,756 施設) (H30(2018).12) ⇒27% (R5(2023).3)</p> <p>【アウトプット指標】</p> <p>令和元(2019)年度：研修実施回数 6 回 (100 人) 令和 2 (2020)年度：研修実施回数 6 回 (120 人) 令和 3 (2021)年度：研修実施回数 6 回 (100 人) 令和 4 (2022)年度：研修実施回数 6 回 (120 人)</p> | |
| 事業の達成状況 | <p>【アウトカム指標】</p> <p>在宅療養支援歯科診療所の割合 20.8% (780 施設/3,756 施設) (H30(2018).12) ⇒16% (595 施設/3,717 施設) (R5(2023).3)</p> <p>【アウトプット指標】</p> <p>令和元(2019)年度：研修実施回数 6 回 (54 人) 令和 2 (2020)年度：研修実施回数 6 回 (97 人) 令和 3 (2021)年度：研修実施回数 6 回 (47 人) 令和 4 (2022)年度：研修実施回数 6 回 (47 人)</p> | |
| 事業の有効性と効率性 | <p>(1) 事業の有効性</p> <p>在宅療養支援歯科診療所の施設基準の見直しに伴う施設数の減少や、新型コロナウイルス感染症の影響による研修参加人数の減少に伴い、目標を達成することができなかった。しかし、歯科衛生士バンク登録者数は増加しているため、引き続き再就業を希望する歯科衛生士に対して復職に向けた専門情報や研修情報を広く周知し、就業定着支援を含め事業の推進を図る。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>職務経験を有する休職中の歯科衛生士に対して在宅歯科医療に関する研修を行うことで、在宅歯科医療を担う歯科衛生士の確保とともに、在宅療養支援歯科診療所の増加を図る体制を整備できた。</p> | |
| その他 | 令和元(2019)年度：9,408 千円 令和 2 (2020)年度：9,408 千円 令和 3 (2021)年度：9,408 千円 令和 4 (2022)年度：9,408 千円 | |

| | | |
|------------|--|---------------------|
| 事業の区分 | 2. 「居宅等における医療の提供」に関する事業 | |
| 事業名 | 障害者歯科医療ネットワーク推進事業 | 【総事業費】 25,393 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 県全区域 | |
| 事業の期間 | 平成 31 (2019) 年 4 月 1 日～令和 5 (2023) 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 在宅における障害者歯科医療に対応できる歯科医師の育成数：毎年度 20 名 | |
| 事業の達成状況 | <p>障害者歯科診療に関わる人材の養成や関係機関との連携強化を図るために「障害者歯科医療ネットワーク」を整備した。医科の医師を含めた幅広い関係者が参加する連絡協議会を開催し、ネットワーク構築に係る協議、情報交換等を行うとともに、愛知県歯科医療センターを中心としたネットワークを構築することにより、障害者歯科医療材料に関する情報の配信及び歯科受診啓発資材の配布等を実施した。</p> <p>また、人材の養成のために臨床実習を含めた研修会を開催し、障害者歯科医療に対応できる歯科医師を育成するとともに、在宅歯科診療の基礎知識の普及のための講演会を実施した。</p> <p>・ 障害者歯科医療に対応できる歯科医師の育成数 平成 31 年度：20 名 令和元年度：23 名 令和 2 年度：2 名 令和 3 年度：20 名 令和 4 年度：25 名</p> | |
| 事業の有効性と効率性 | <p>(1) 事業の有効性 本事業により障害者歯科医療に対応できる歯科医師が増加し、障害者の地域での歯科診療受診体制が強化された。</p> <p>(2) 事業の効率性 関係機関間で連絡協議会を設置し、障害者歯科医療に対する協議や情報交換を行うことにより、効率的にネットワークを整備・運用することができた。</p> | |
| その他 | 平成 31 (2019) 年度：7,326 千円、令和 2 (2020) 年度：3,415 千円 令和 3 (2021) 年度：7,326 千円、令和 4 (2022) 年度：7,326 千円 | |

| | | |
|------------|--|--------------------|
| 事業の区分 | 2. 「居宅等における医療の提供」に関する事業 | |
| 事業名 | 特定行為研修事業 | 【総事業費】 3,213 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 全区域 | |
| 事業の期間 | 平成 31 (2019) 年 4 月 1 日～令和 4 (2021) 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 2025 年に向けて更なる在宅医療推進のために、訪問看護事業所及び介護施設で働く看護師の特定行為研修の受講促進を図る。 ・特定行為研受講修了者数：7 名（令和 3 (2021) 年度） | |
| 事業の達成状況 | 5 事業所で働く 6 名の看護師が特定研修機関で特定行為研修を受講する際に事業所が支出した研修事業費用（入学金、受講料）及び代替職員確保経費を補助した。 6 名中看護師 3 名は特定行為 1～4 区分の研修を修了し、認定を受けた。残り 3 名は令和 4 年度に修了する予定である。 | |
| 事業の有効性と効率性 | <p>(1) 事業の有効性 本事業の実施により、訪問看護事業所及び介護施設で働く看護師の特定行為研修の受講促進の一助になったと考えられる。</p> <p>(2) 事業の効率性 令和 2 (2020) 年度は入学金及び受講料の補助のみであったが、令和 3 (2021) 年度は代替職員確保費の補助も行い、看護師の特定行為研修の受講促進を図ることができている。</p> | |
| その他 | 令和 2 年度 (2020) 年度：700 千円 令和 3 (2021) 年度：2,513 千円 | |

| | | |
|------------|--|--------------------|
| 事業の区分 | 2. 「居宅等における医療の提供」に関する事業 | |
| 事業名 | 高齢者口腔機能評価推進事業 | 【総事業費】 1,480 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 県全区域 | |
| 事業の期間 | 令和4(2022)年4月1日～令和5(2023)年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 令和4(2022)年度：高齢者口腔機能評価推進研修会の開催(3回) | |
| 事業の達成状況 | 令和4(2022)年度は高齢者口腔機能評価推進研修会を3回開催した。 | |
| 事業の有効性と効率性 | <p>(1) 事業の有効性 本事業により、高齢者の口腔機能評価を適切に行うための人材育成及び口腔機能の維持・機能回復に向けた取組を進めることができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 歯科医療関係者及び市町村を始めとした地域保健関係者を対象とした研修を実施することで、高齢者の口腔機能管理を実践できる歯科医療関係者の増加を図ると同時に、市町村の後期高齢者歯科健康診査の導入を効率的に促すことができた。</p> | |
| その他 | 令和4(2022)年度：1,480 千円 | |

| | | |
|------------|---|---------------------|
| 事業の区分 | 3. 医療従事者の確保に関する事業 | |
| 事業名 | 医師派遣推進事業費補助金 | 【総事業費】 69,539 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 全区域 | |
| 事業の期間 | 平成26(2014)年4月1日～平成27(2015)年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 医師派遣によって地域医療の確保を図る医療機関数(8医療機関) | |
| 事業の達成状況 | 医師不足地域にある8医療機関への医師派遣を行った。 | |
| 事業の有効性と効率性 | <p>(1) 事業の有効性 本事業の実施により、本県の医師不足地域における医師確保の一助となったと考えられる。</p> <p>(2) 事業の効率性 地域ごとに医療機関相互の連携について検討する県の会議の場を活用して医師派遣が行われた。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|--|----------------------|
| 事業の区分 | 3. 医療従事者の確保に関する事業 | |
| 事業名 | 産科医等支援事業 | 【総事業費】 308,439 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 全区域 | |
| 事業の期間 | 平成26(2014)年4月1日～平成27(2015)年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 産科医等支援事業費補助金の助成医療機関数(70医療機関) | |
| 事業の達成状況 | 91医療機関に対し助成した。 | |
| 事業の有効性と効率性 | <p>(1) 事業の有効性 産科医等への分娩手当、臨床研修終了後の後期研修において産科を選択する研修医への手当、NICUを担当する医師への手当を助成することで、産科、小児科に勤務する医療従事者の処遇改善を図ることができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 従来の国庫補助の枠組みをそのまま流用することにより、基金事業化された事業を実施する際も、補助要件や基準額の算出方法などが従来と同じであるため、現場での混乱を防止できた。また、複数の事業で共通様式を使用することで、書類の作成や確認の事務処理を効率的に進めた。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|--|--------------------|
| 事業の区分 | 3. 医療従事者の確保に関する事業 | |
| 事業名 | 救急勤務医支援事業 | 【総事業費】 38,370 円 |
| 事業の対象となる区域 | 全区域 | |
| 事業の期間 | 平成27(2015)年1月～平成29(2017)年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 救急勤務医支援事業の助成医療機関数(12医療機関) | |
| 事業の達成状況 | 13医療機関に対し助成した。 | |
| 事業の有効性と効率性 | <p>(1) 事業の有効性 救急医療を担う第2次医療施設に対し、本事業を通じて支援することで、救急勤務医の処遇改善を図ることができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 事業実施に先立ち、2次医療機関へ意向照会を行うことにより、対象先決定までの事務を効率的に進めることができた。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|--|---------------------|
| 事業の区分 | 3. 医療従事者の確保に関する事業 | |
| 事業名 | 帝王切開術待機医師確保事業 | 【総事業費】 13,614 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 全区域 | |
| 事業の期間 | 平成27(2015)年1月～平成27(2015)年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 帝王切開術待機医師確保支援事業の助成医療機関数 (96 医療機関) | |
| 事業の達成状況 | 36 医療機関に対し助成した。 | |
| 事業の有効性と効率性 | <p>(1) 事業の有効性 200床未満の病院及び有床診療所で帝王切開術の実施に必要な医師が確保できた。</p> <p>(2) 事業の効率性 従来からある産科医等支援事業費補助金の枠組を準用することにより、現場が理解しやすいようにし、この補助金を効率的に活用できるようにした。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|---|---------------------|
| 事業の区分 | 3. 医療従事者の確保に関する事業 | |
| 事業名 | 医療人材の有効活用促進事業 | 【総事業費】 33,602 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 全区域 | |
| 事業の期間 | 平成 27(2015)年 1 月～平成 29(2017)年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 医師の偏在是正のために、大学、医師会、医療機関などの医療関係者が果たすべき役割についての研修実施 | |
| 事業の達成状況 | 平成 28(2016)年度においては、得られたデータから現状把握、課題抽出等を行い、大学、医師会、医療機関などに対し研修を行った。 | |
| 事業の有効性と効率性 | <p>(1) 事業の有効性 高齢化の進展等による将来の医療ニーズに対応する医療人材の有効活用の検討にあたり、必要な情報収集や分析等を進めることができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 情報収集対象者及びデータ収集等について、名古屋大学が従来から持っている関連情報及びネットワークを活用することにより、効率的に情報収集及び検討を行うことができた。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|---|--------------------|
| 事業の区分 | 3. 医療従事者の確保に関する事業 | |
| 事業名 | 小児集中治療室医療従事者研修事業 | 【総事業費】 2,154 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 名古屋 | |
| 事業の期間 | 平成 26(2014)年 4 月 1 日～平成 27(2015)年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 研修の実施医療機関数 (1 医療機関) | |
| 事業の達成状況 | 1 医療機関において研修を実施した。 | |
| 事業の有効性と効率性 | <p>(1) 事業の有効性 本事業の実施により、医療機関において不足している小児の救急・集中治療に習熟した小児科医や看護師の育成が図られた。</p> <p>(2) 事業の効率性 専門性が高く、実践的な研修が行えるよう小児救急・集中治療の現場である小児集中治療室 (P I C U) を有する医療機関を対象にしたため、効率的に事業が実施できた。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|--|--------------------|
| 事業の区分 | 3. 医療従事者の確保に関する事業 | |
| 事業名 | 女性医師等就労環境改善事業費補助金 | 【総事業費】 4,115 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 全区域 | |
| 事業の期間 | 平成 26(2014)年 4 月 1 日～平成 27(2015)年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 女性医師等就労環境改善事業費補助金の助成医療機関数(1 医療機関) | |
| 事業の達成状況 | 女性医師等就労環境改善事業費補助金については対象事業者との調整がつかず未実施となったが、医師の再就業に係るマッチング事業は 5 名の就職が図られた。 | |
| 事業の有効性・効率性 | <p>(1) 事業の有効性 本事業により医師を再就業させることで、本県の医師不足状況の改善を図ることができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 県医師会のネットワークの活用により、効率的に事業を実施することができた。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|---|------------------------|
| 事業の区分 | 3. 医療従事者の確保に関する事業 | |
| 事業名 | 新人看護職員研修責任者等研修事業 | 【総事業費】 1,131,794 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 全区域 | |
| 事業の期間 | 平成26(2014)年4月1日～平成27(2015)年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 研修の実施医療機関数 (83 医療機関) | |
| 事業の達成状況 | 県内の77 医療機関で研修を実施した。予定していた医療機関の一部において対象となる新人看護職員が確保できず、研修実施医療機関数の目標は未達となったが、新人看護師に研修を行う研修責任者等への研修を222名に対し実施できた。 | |
| 事業の有効性・効率性 | <p>(1) 事業の有効性</p> <p>新人看護職員研修ガイドラインに示された項目に沿って病院等が実施する新人看護職員研修を対象に補助することにより、新人看護職員が基本的な臨床実践能力を獲得することができ、看護の質の向上及び早期離職防止を図られた。</p> <p>また、新人看護職員を指導する立場である、研修責任者、教育担当者及び実地指導者に対する研修を実施し、新人看護職員研修の実施体制が確保できた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>県看護協会では、県内看護師の資質向上のための研修や看護に関する啓発などを団体の独自事業として実施しているため、案内チラシなどの配布ルートを共用するとともに、配布時期なども調整しながら進めることができた。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|--|----------------------|
| 事業の区分 | 3. 医療従事者の確保に関する事業 | |
| 事業名 | 看護職員専門分野研修事業費補助金 | 【総事業費】 181,292 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 全区域 | |
| 事業の期間 | 平成26(2014)年4月1日～平成27(2015)年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 認定看護師教育課程の受講生数(160名) | |
| 事業の達成状況 | 研修の参加者は105名と目標に達しなかったが、認定看護師認定者数は例年並の増加を確保した。 | |
| 事業の有効性・効率性 | <p>(1) 事業の有効性 本事業により、特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いた水準の高い看護を実践できる認定看護師を養成することができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 早い時期から事業実施を希望する団体を把握したため、事業を実施する上で必要な各種調整も円滑に進めることができた。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|--|------------------------|
| 事業の区分 | 3. 医療従事者の確保に関する事業 | |
| 事業名 | 看護師養成所運営費補助金 | 【総事業費】 3,922,654 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 全区域 | |
| 事業の期間 | 平成26(2014)年4月1日～平成30(2018)年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 補助対象養成所における在籍率〔在籍人員／養成定員〕(92.8) | |
| 事業の達成状況 | 補助対象養成所における在籍率は93.8となった(在籍人員2,326人／養成定員2,481人)。 | |
| 事業の有効性・効率性 | <p>(1) 事業の有効性 人件費等の負担が大きい中で運営をしている養成所が多く、本事業により運営費を助成することは、各養成所における教育内容の向上に繋がるものと考えます。</p> <p>(2) 事業の効率性 早い時期から事業実施を希望する団体を把握したため、事業を実施する上で必要な各種調整も円滑に進めることができた。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|--|----------------------|
| 事業の区分 | 3. 医療従事者の確保に関する事業 | |
| 事業名 | ナースセンター事業 | 【総事業費】 103,220 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 全区域 | |
| 事業の期間 | 平成 27 (2015) 年 1 月～平成 28 (2016) 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 愛知県ナースセンターの紹介による就業者数 (872 名) | |
| 事業の達成状況 | 機能強化に向けた検討会の内容を踏まえ、名駅支所を開設するとともに、本所の電話相談時間延長を実施した。 | |
| 事業の有効性・効率性 | <p>(1) 事業の有効性 平成 27(2015)年 10 月から導入された看護師等免許保持者の届出制度で得た情報により、離職後も一定のつながりを有しながら、潜在看護師の再就業を一層促進することができる。</p> <p>(2) 事業の効率性 県看護協会では、県内看護師の資質向上のための研修や看護に関する啓発などを団体の独自事業として実施しているため、案内チラシなどの配布ルートを共用するとともに、配布時期なども調整しながら進めることができた。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|---|--------------------|
| 事業の区分 | 3. 医療従事者の確保に関する事業 | |
| 事業名 | 看護師就労環境改善支援事業費補助金 | 【総事業費】 4,998 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 全区域 | |
| 事業の期間 | 平成26(2014)年4月1日～平成27(2015)年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 総合相談窓口利用者数(50名) | |
| 事業の達成状況 | 総合相談窓口利用者数は103名となった。 | |
| 事業の有効性・効率性 | <p>(1) 事業の有効性 県看護協会に委託して行う「看護職員就業環境改善相談・指導者派遣事業」であり、看護職員確保対策における離職防止対策の一環として有効な事業である。</p> <p>(2) 事業の効率性 県看護協会では、県内看護師の資質向上のための研修や看護に関する啓発などを団体の独自事業として実施しているため、案内チラシなどの配布ルートを共用するとともに、配布時期なども調整しながら進めることができた。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|---|--------------------|
| 事業の区分 | 3. 医療従事者の確保に関する事業 | |
| 事業名 | 看護師勤務環境改善施設整備費補助金 | 【総事業費】 5,793 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 全区域 | |
| 事業の期間 | 平成26(2014)年4月1日～平成27(2015)年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 看護師勤務環境改善施設整備費補助金の助成医療機関数（1医療機関） | |
| 事業の達成状況 | 1医療機関において整備費の助成を行った。 | |
| 事業の有効性・効率性 | <p>(1) 事業の有効性 ナースステーションなどが改修され、当該医療機関における看護職の勤務環境の改善に繋がった。</p> <p>(2) 事業の効率性 従来の国庫補助の枠組みをそのまま流用することにより、基金事業化された事業を実施する際も、補助要件や基準額の算出方法などが従来と同じであるため、現場での混乱を防止できた。また、複数の事業で共通様式を使用することで、書類の作成や確認の事務処理を効率的に進めた。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|--|------------------------|
| 事業の区分 | 3. 医療従事者の確保に関する事業 | |
| 事業名 | 病院内保育所運営費補助金 ／病院内保育所施設整備費補助金 | 【総事業費】 1,923,701 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 全区域 | |
| 事業の期間 | 平成26(2014)年4月1日～平成27(2015)年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 病院内保育所利用児童数(1,209名:平成27(2015)年3月31日時点) | |
| 事業の達成状況 | 病院内保育所利用児童数は1,367名(平成27(2015)年3月31日時点)となった。 | |
| 事業の有効性・効率性 | <p>(1) 事業の有効性 看護職員などの不規則な勤務を強いられる職種にとって、勤務先に保育所があることは、安心して仕事を継続するためには、大変有効である。</p> <p>(2) 事業の効率性 早い時期から事業実施を希望する団体を把握したため、事業を実施する上で必要な各種調整も円滑に進めることができた。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|----------------|--|------------------------|
| 事業の区分 | 3. 医療従事者の確保に関する事業 | |
| 事業名 | 医療機関で働く女性の活躍を促進するための 保育所整備事業 | 【総事業費】 2,192,701 千円 |
| 事業の対象 となる区域 | 全区域 | |
| 事業の期間 | 平成27(2015)年1月～平成30(2018)年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 病院内保育所利用児童数(1,389名:平成30(2018)年3月31日 時点) | |
| 事業の達成 状況 | 平成27(2015)年度に1医療機関に補助を行った。 | |
| 事業の有効 性・効率性 | <p>(1) 事業の有効性 看護職員などの不規則な勤務を強いられる職種にとって、保育所の 拡充は、安心して仕事を継続するためには、大変有効と考えられ る。</p> <p>(2) 事業の効率性 施設整備・設備整備に係る複数の事業について、共通様式を使用 することにより、書類の作成や確認の事務処理を効率的に進めた。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|---|---------------------|
| 事業の区分 | 3. 医療従事者の確保に関する事業 | |
| 事業名 | 小児救急医療支援事業 | 【総事業費】 22,995 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 名古屋、西三河北部 | |
| 事業の目標 | 小児救急医療支援事業の助成医療圏数（2医療圏） | |
| 事業の期間 | 平成 26(2014)年 4 月 1 日～平成 27(2015)年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の達成状況 | 2 医療圏に対し助成した。 | |
| 事業の有効性と効率性 | <p>(1) 事業の有効性 小児患者を受け入れる体制が整備できたことにより小児救急医の負担軽減が図られた。</p> <p>(2) 事業の効率性 予め当番が決められていることにより、効率的に小児救急患者を受け入れることができた。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|--|---------------------|
| 事業の区分 | 3. 医療従事者の確保に関する事業 | |
| 事業名 | 小児救急電話相談事業 | 【総事業費】 12,318 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 全区域 | |
| 事業の期間 | 平成 26(2014)年 4 月 1 日～平成 27(2015)年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 電話相談事業の実施 (365日) | |
| 事業の達成状況 | 電話相談事業を365日実施した。 | |
| 事業の有効性と効率性 | <p>(1) 事業の有効性 小児科医の診療していない休日・夜間に保護者向けの医療相談を行なうことで、保護者の不安感を和らげ時間外の不要不急な受診を減らすなど小児救急医療の適正受診を進めた。</p> <p>(2) 事業の効率性 民間の電話相談業務にノウハウを持つ企業へ委託して実施することにより、効率的に専門性の高い相談体制を安定的に確保できた。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|--|--------------------|
| 事業の区分 | 3. 医療従事者の確保に関する事業 | |
| 事業名 | 小児救急電話相談事業（拡充分） | 【総事業費】 3,456 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 全区域 | |
| 事業の期間 | 平成 27(2015)年 1 月～平成 27(2015)年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 拡大した深夜時間帯の電話相談件数（1,800 件） | |
| 事業の達成状況 | 拡大した深夜時間帯における電話相談件数は 2,132 件となった。 | |
| 事業の有効性と効率性 | <p>(1) 事業の有効性 小児科医の診療していない休日・夜間に保護者向けの医療相談を行なうことで、保護者の不安感を和らげ時間外の不要不急な受診を減らすなど小児救急医療の適正受診を進めた。</p> <p>(2) 事業の効率性 民間の電話相談業務にノウハウを持つ企業へ委託して実施することにより、効率的に専門性の高い相談体制を安定的に確保できた。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|---|---------------------|
| 事業の区分 | 3. 医療従事者の確保に関する事業 | |
| 事業名 | 看護研修センター事業 | 【総事業費】 28,270 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 全区域 | |
| 事業の期間 | 平成 28(2016)年 4 月 1 日～平成 29(2017)年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 看護職員の資質向上を図る。 ・愛知県における看護職員離職率（日本看護協会調） 11.8%（平成 25(2013)年度）⇒11.0%（平成 28(2016)年度） | |
| 事業の達成状況 | 専任養成講習会始め 13 種類の研修を実施、受講者 1,020 人。 ・愛知県における看護職員離職率（日本看護協会調） 未定（平成 28(2016)年度。平成 27(2015)年度は 12.0%） | |
| 事業の有効性と効率性 | <p>（1）事業の有効性</p> <p>少子化等の進行により新卒就業者が減少傾向にあること、看護職員の離職率が増加傾向にあること等を背景に看護職員不足の問題が顕在化していることから、今後の看護職員確保対策のひとつとして、家庭にいる看護師資格者（潜在看護職員）の再就業の促進を強力に進めていくことができた。</p> <p>また、一部の医療機関が行う研修のほかに、いずれかの医療機関に属していない県という中立的な立場から提供する再就業研修も欠かせない状況となっている。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>平成 27(2015)年度から、他施設で実施されている研修を廃止し、新たな看護ニーズに対応した研修を新設することによって、独自の研修内容になるように研修体系を見直した。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|--|--------------------|
| 事業の区分 | 4. 医療従事者の確保に関する事業 | |
| 事業名 | 薬剤師再就業支援事業 | 【総事業費】 1,407 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 全区域 | |
| 事業の目標 | 研修を受講して復職した薬剤師数 5 人 | |
| 事業の期間 | 平成 28(2016)年 4 月 1 日～平成 29(2017)年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の達成状況 | 研修を受講して復職した薬剤師数 17 人 (平成 28 年度末) | |
| 事業の有効性と効率性 | <p>(1) 事業の有効性 本事業により未就業の薬剤師 17 名が再就業に至ったことで薬局における人材不足の解消に効果があった。</p> <p>(2) 事業の効率性 研修内容の決定や研修場所 (実務研修) の選定など事業の実施について薬剤師を構成員とする県薬剤師会への委託により実施することで、効率的・効果的な事業が実施できた。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|--|---------------------|
| 事業の区分 | 3. 医療従事者の確保に関する事業 | |
| 事業名 | 救急医療人材等支援事業 | 【総事業費】 24,905 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 全区域 | |
| 事業の期間 | 平成28(2016)年11月～平成29(2017)年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 救急医療を担う人材を確保・養成する。 ・救急告示医療機関数 169か所 (H28(2016).4) ⇒維持 | |
| 事業の達成状況 | 救急告示医療機関数 162か所 (H29(2017).4) | |
| 事業の有効性と効率性 | <p>(1) 事業の有効性 救急救命センター等が購入した備品を活用して救急医療従事者向けの研修を実施したことで、第1次及び第2次医療機関の救急医療従事者の知識及び技術を向上させることができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 助成にあたって、補助対象備品を活用した研修計画書の提出を医療機関に求め、当該備品の必要性を確認のうえ助成を行い、効率的な執行を図った。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|--|---------------------|
| 事業の区分 | 3. 医療従事者の確保に関する事業 | |
| 事業名 | 総合医養成推進事業 | 【総事業費】 96,666 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 全区域 | |
| 事業の期間 | 平成 28(2016)年 10 月～平成 31(2019)年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 病院総合医養成プログラムを新たに実施する大学（2 大学） | |
| 事業の達成状況 | 平成 28(2016)年 11 月から病院総合医養成プログラムを新たに実施する大学が 2 大学あり、県内の医学部を有する 4 大学全部で実施することとなった。 | |
| 事業の有効性と効率性 | <p>(1) 事業の有効性</p> <p>医学部を有する 4 大学全てにおいて、病院総合医養成プログラムを実施することにより、多くの医学生や研修医、及び若手医師に対して地域医療へ貢献するマインドを醸成させるとともに、地域医療において救急患者の初期診療などで必要な総合診療能力に優れた病院総合医（または総合診療に優れた医師）を多く養成でき、地域医療を支えることができる。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>医学部を有する 4 大学全てにおいて病院総合医養成プログラムを実施することにより、より多くの総合診療能力を有する医師を養成することができる。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|---|---------------------|
| 事業の区分 | 4. 医療従事者の確保に関する事業 | |
| 事業名 | 地域医療支援センター事業 | 【総事業費】 40,001 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 全区域 | |
| 事業の期間 | 平成 31(2019)年 4 月 1 日～令和 2(2020)年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | ・ 医師不足による診療制限病院数の割合 23.1% (H30(2018).6) ⇒低下 (R2(2020).6) | |
| 事業の達成状況 | ・ 医師不足による診療制限病院数の割合 23.1% (H30(2018).6) ⇒未集計 (R2(2020).6) | |
| 事業の有効性・効率性 | <p>(1) 事業の有効性 医師派遣や再就職医師のあっせんを行う医療機関を増加させることで、診療制限を行う病院数の割合の減少を図った。</p> <p>(2) 事業の効率性 早い時期に補助対象に事業実施の意向調査を行うことで、各種調整を円滑に行うことができ、効率的な執行を図った。</p> | |
| その他 | | |